



改正 13

権利／義務の
承継に関する見直し

法定相続分を超えて財産を取得したとき、その権利を主張するには登記等の対抗要件が必要になる

▶ 詳細は 31 ページ

改正 10

遺産分割前に処分
された財産の扱い

「相続開始後、遺産分割前」に1人の相続人が使い込んだ財産についても、遺産分割の対象に

▶ 詳細は 28 ページ

改正 7

一部分割

遺産の一部のみを分割する方法が明文化された。分けにくい財産が“放置”される懸念も

▶ 詳細は 25 ページ

改正 4

夫婦間での
居住用財産の贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間で行われた自宅の贈与は、原則として遺産分割の計算から外される

▶ 詳細は 21 ページ

改正 1

配偶者の
居住権の創設

相続で持ち家の所有権が他の人にわたっても、配偶者がそのまま住み続けられる権利が創設された

▶ 詳細は 16 ページ

改正 14

相続預金の取扱いに
関する判例変更

一定の預貯金は、遺産分割の対象になる。遺産分割前の預貯金の払戻し制度の利用が必要に

▶ 詳細は 32 ページ

改正 11

遺留分減殺
請求の見直し

これまで「現物の返還」が原則だった遺留分の請求が、「金銭の支払い請求」に一本化される

▶ 詳細は 29 ページ

改正 8

遺贈の
担保責任等

遺贈する際は「相続開始時の状態」で財産を引き渡せばよいことに。遺贈義務者の責任が軽減される

▶ 詳細は 26 ページ

改正 5

特別寄与料
制度

「息子の嫁」など相続人ではない親族でも、介護等の貢献度合いに応じて金銭の請求が可能に

▶ 詳細は 22 ページ

改正 2

自筆証書遺言の
保管制度創設

自筆証書遺言の原本を法務局に保管できるようになった。紛失や破棄、方式違反のおそれなくなる

▶ 詳細は 18 ページ

改正 15

法定相続情報
証明制度

相続税の申告や預貯金の払戻しなどの手続き時に戸籍謄本の原本を提出する必要がなくなる

▶ 詳細は 33 ページ

改正 12

遺留分の算定
方法の見直し

遺留分の計算に含まれる贈与が「相続開始前10年間の贈与」「特別受益にあたる贈与」に限定される

▶ 詳細は 30 ページ

改正 9

遺言執行者の
権限の明確化等

遺言執行者の権限が明確に規定され、執行しやすくなるが、財産の管理責任が問われる可能性も

▶ 詳細は 27 ページ

改正 6

預貯金の仮払い
制度の創設等

遺産分割前であっても、相続人単独で預貯金の払出し請求を行えるような制度を創設

▶ 詳細は 24 ページ

改正 3

自筆証書遺言の
方式緩和

財産目録が自書以外でも認められるようになった。自筆証書遺言作成のハードルが下がる

▶ 詳細は 20 ページ

相続ルール改正で アドバイザーはどう変わるか

相続ルールの変更点について
改正民法を中心に解説していく。

P16-33解説

大和総研 研究員

小林章子